

議案第 4 4 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、関係市町村と協議するため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 2 3 年法律第 1 2 9 号）の改正により、社会保険診療報酬支払基金の名称が、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係市町村と協議するにあたり、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日大阪府指令市第３２０５号）の一部を次のように変更する。

第１７条第１項第４号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

○大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年大阪府指令市第３２０５号）

新	旧
第１条～第１６条（略） （広域連合の経費の支弁の方法） 第１７条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)～(3) （略） (4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> 交付金 (5) （略） ２ （略） 以下 （略）	第１条～第１６条（略） （広域連合の経費の支弁の方法） 第１７条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)～(3) （略） (4) <u>社会保険診療報酬支払基金</u> 交付金 (5) （略） ２ （略） 以下 （略）